

ここが変わります!! 市民税・都民税

市民税課 ☎(☎460 - 9827・460 - 9828)

♣ 公的年金から市民税・都民税の特別徴収（天引き）がスタート！

公的年金受給者の納税の便宜を図る観点から、平成21年10月支給の年金から市民税・都民税の特別徴収（年金特徴）が開始されることになりました。この制度により年間税額の徴収方法が従来と一部変更になるだけで、税負担額が変わるものではありません。

■ 年金特徴対象の方

市民税・都民税の納税義務者のうち、平成20年中に公的年金等の支払いを受け、平成21年4月1日において国民年金法に基づく老齢等年金給付等（＊1 老齢等年金）の支払を受けている65歳以上（昭和19年4月2日以前生まれ）の方。

ただし、次の①～④に該当の方は除外されます。

平成21年の1月1日以後引き続き市内に住所がない方

平成21年度分の老齢等年金の年額が18万円未満の方

市を行う介護保険の特別徴収対象被保険者でない方

所得税、介護保険料、国民健康保険料、長寿医療（後期高齢者医療）保険料、市民税・都民税の合計額が特別徴収の対象とされた老齢等年金（特別徴収対象年金）の支払額を超える方（＊2）

■ 年金から徴収される金額

公的年金等に係る所得から算出される税額（＊3）が老齢等年金から徴収されます（＊4）。年金特徴対象の方には、市から通知書を送付します（平成21年6月中旬発送予定）ので、特別徴収予定の金額をこの通知書でご確認ください。

（＊1）老齢等年金給付等とは、国民年金法による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法または私立学校教職員共済組合法に基づく老齢・退職を支給事由とする年金給付で、政令で定めるものおよびこれらの年金給付に類する老齢・退職を支給事由とする年金給付で、政令で定めるものをいいます。

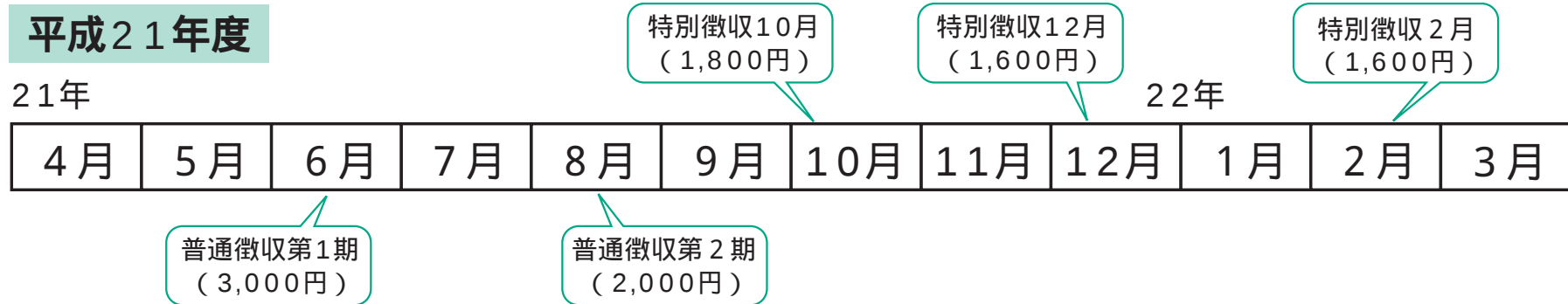
この老齢等年金給付等には、遺族年金、障害年金等の非課税年金は含まれません。

（＊2）介護保険料と国民健康保険料または長寿医療（後期高齢者医療）保険料の合計額が特別徴収対象年金額の2分の1を超える場合は、国民健康保険料、長寿医療（後期高齢者医療）保険料を除いたうえで判断します。

（＊3）厚生年金、共済年金、企業年金などを含むすべての公的年金等に係わる税額

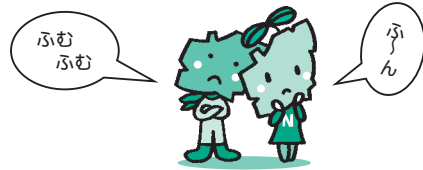
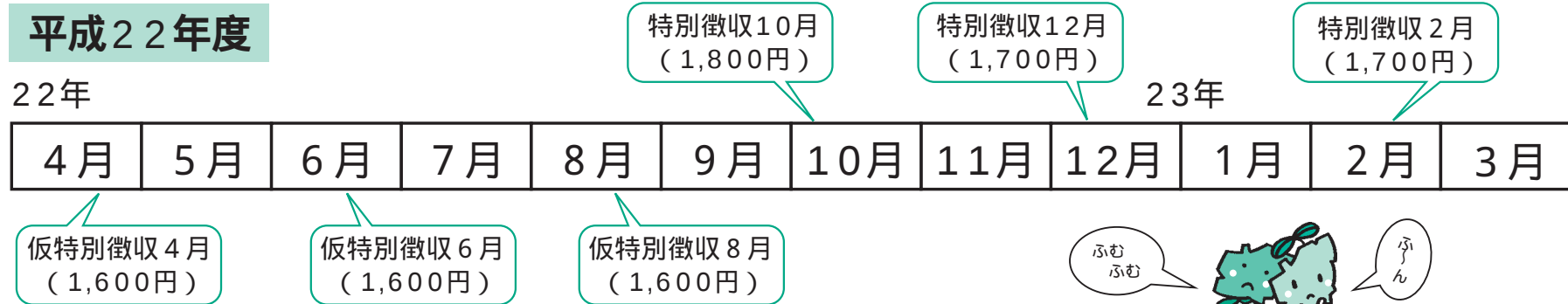
（＊4）平成21年度は、公的年金等に係る所得から算出される税額の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときはその端数全額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とします。平成21年10月・12月・平成22年2月で特別徴収され、公的年金等に係る所得から算出される税額から特別徴収された税額を控除した額を普通徴収 第1期、第2期でお納めいただきます。

【例】公的年金等に係る所得から算出される税額が10,000円の場合の徴収方法



平成22年1月1日以後も引き続き市内にお住まいの場合、平成22年度分からは4・6・8月の支給年金から平成21年度に特別徴収された税額に相当する額が徴収されます（仮特別徴収）。そして、平成22年10月・12月・23年2月の年金支給時には、公的年金などに係る所得から算出される税額から仮特別徴収した税額を控除した額が徴収されます。

【例】公的年金等に係る所得から算出される税額が10,000円の場合の徴収方法



♣ 個人市民税の寄附金税制が拡充

これまでの寄附金控除の対象に加え、所得税で寄附金の対象となっている寄附金の中から、お住まいの都道府県・市区町村が条例により指定した寄附金を追加できるようになりました。また、控除の方式が、従来所得控除であったものが、税額控除へと変更になりました。

都民税からの寄附金税額控除 市民税分は、市条例により平成21年度から実施しますが、都民税分については、平成21年度は都条例で指定した寄附金はありませんので、寄附金税額控除の対象にはなりません。

詳細は、市民税課、市☎、または総務省☎ <http://www.soumu.go.jp/>で。

□手続き この税額控除を受ける場合、寄附をした方が寄附をした地方公共団体などが発行する受領証などを添付し、申告が必要です。

所得税の確定申告を行う方の場合

受領証などを添付し、管轄の税務署で確定申告をしてください（この場合、市民税・都民税の申告は不要）。

所得税の確定申告を行わない方の場合

「市民税・都民税寄附金税額控除内訳書」と寄附金の受領証などを添付し、市へ市民税・都民税申告をしてください（内訳書は1月下旬に田無庁舎・保谷庁舎・出張所で配布。市☎からダウンロード可）。

市民税・都民税の寄附金控除のみを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに市へ市民税・都民税申告書を提出することもできます。所得税と市民税・都民税の両方の税金の軽減を受けようとする方は、所得税の確定申告が必要です。（東村山税務署 東村山市本町1 - 20 - 22 ☎042 - 394 - 6811）

♣ 住宅ロ - ン控除の申告

～市民税・都民税からの控除対象になる方は毎年申告が必要です～

平成11年1月1日～平成18年12月31日までに入居した方で、税源移譲により、所得税と市民税・都民税の税率が変更され、所得税額が減額となり、所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった場合は、申告により、翌年度の市民税・都民税（所得割）から控除できます。

□申告期限 3月16日(月)

□申告書配布 市民税課(田無庁舎4階) 市民課総合窓口係(保谷庁舎1階) 各出張所で1月下旬から配布。市☎からダウンロード可。東村山税務署でも配布。申告期間中は配布場所が異なります(次ペ - ジ参照)。

税法改正により申告書の一部に変更がありますが、改正前の申告書も使用可。前年度に住宅ローン控除を受けた方には、1月19日(月)に申告書を郵送予定です。

2月上旬になっても届かない場合は、市民税課にご連絡ください。

市役所での所得税確定申告書の配布は2月2日(月)からですので、確定申告書も必要な方は2月2日(月)以降に取りに来てください。

□提出場所

ア 所得税の確定申告をしない方...源泉徴収票(原本)を添付して市区町村へ提出

イ 所得税の確定申告をされる方...所得税の確定申告書とともに税務署へ提出
控除の適用を受ける年度の1月1日現在お住まいの市区町村に毎年申告書を提出する必要があります【確定申告をする場合は当市管轄の東村山税務署(☎042 - 394 - 6811)へ】